

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター臨床研究部規程

(設置)

第1条 独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター(以下「愛媛医療センター」という。)に臨床研究部を置く。

(目的)

第2条 臨床研究部は各種疾患の疫学・病態・診断・治療・看護などについて臨床研究を行ない、当該疾患の医学・医療の発展に資するものとする。
2 臨床研究部は国立病院機構ネットワークを利用して、臨床治験、EBMを重視した医療、政策医療、高度先端医療技術の開発と応用などの推進に資するものとする。

(運営委員会)

第3条 臨床研究部の効率的な研究推進及び円滑な運営を図るため、愛媛医療センター臨床研究部運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
2 運営委員会の規程は別に定める。

(臨床研究部長)

第4条 臨床研究部に部長を置く。
2 部長は、病院長の指揮監督の下に臨床研究部の業務を統括する。

(臨床研究部内組織)

第5条 臨床研究部に次の研究室を置く。
(1)呼吸器・循環器疾患研究室
(2)消化器疾患・糖尿病研究室
(3)神経筋疾患・重心研究室
(4)外科系疾患研究室
(5)医療技術研究室
(6)治験管理室

(室長及び室員)

第6条 臨床研究部の各研究室に室長を1名置き、室員を置くことができる。
2 室長は、部長の統括の下に、研究室の管理・運営及び室員の研究指導にあたり研究業務を統括する。
3 室員は、室長の命を受け、当該研究室の業務に従事する。
4 室長及び室員は、当院の職員をもって充てる。ただし、病院長の許可がある場合はこの限りではない。

(院外研究者)

第7条 臨床研究部長の許可と病院長の承認が得られた場合は、当院職員以外の研究者を院外研究者として、研究に従事させることができる。
2 院外研究者取扱細則を別に定める。

(研究者の資格、採用基準)

第8条 部長、室長となることができる者は、臨床研究分野について、優れた知識及び経験を有し、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第四章に規定する教員の資格に準ずると認められる者とする。

(部会)

第9条 臨床研究部に研究の効率的な推進を図るため、臨床研究部会(以下「部会」という。)を置く。
2 部会は、研究及び運営に関する案件の討議決定及び連絡調整を目的とする。
3 会長は、臨床研究部長をもって充てる。
4 部会は、室長及び会長が必要と認める者をもって構成する。
5 部会は、定期的及び会長が必要と考えるときに、会長が招集することができる。

(研究の許可)

第10条 部員(部長、室長、室員)以外で臨床研究部機器または臨床研究部費を用いた研究を希望する者は、研究申請書(別紙様式1)に記載し部長を経て病院長に申請するものとする。
2 部長は、当該室長に諮り、病院長の承認を得て研究許可を行なう。

(研究許可の取消)

第11条 部長は、研究業務が著しく阻害されると認められた場合は、病院長の承認を得て当該研究者の研究許可を取り消すことができる。

(研究費の執行)

第12条 臨床研究部の研究費の執行については、部長が各室長に諮り、適正な執行計画を立てて病院長の承認を得て行うものとする。

- 2 研究費の執行については、経費申請書(別紙様式2)を作成し事務に提出するものとする。
- 3 研究費により取得した物品等は、原則、愛媛医療センターに帰属する。

(研究業績)

第13条 研究で得られた成果は、関係学会及び専門雑誌に発表するものとする。

- 2 部長は、学会発表の資料及び論文発表の別冊を一括して保管し、研究業績集を作成するものとする。

(研究成果の報告)

第14条 部長は、前年度の研究成果及び臨床研究部の状況を5月末日までに運営委員会に報告するものとする。

- 2 部長は、前年度の研究成果を5月に独立行政法人国立病院機構本部へ連絡するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、臨床研究部に関して必要な事項は病院長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年4月1日に一部改正する。

平成23年4月1日に一部改正する。

平成25年4月1日に一部改正する。

平成26年4月1日に一部改正する。